

4第2号陳情 東大和市議会会議規則に「議長の紹介議員任命」を加える改正を求める  
陳情

受 理 年 月 日 令和4年1月4日

陳 情 者 東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵183-3  
立憲共和党代表 角田 統領

付託する委員会 議会運営委員会

陳情趣旨

東大和市議会会議規則第128条に次の第3項を加える改正を求める。

【3 紹介議員は、請願者が希望する議員があればこれを尊重して議長が適宜、議員の中から任命する。】

陳情原因

東大和市議会会議規則第128条には「紹介する議員」と同規則第131条には「紹介議員」との規定はあるが、紹介議員の法的地位の成立手続についての規定がない。

陳情理由

- 1 東大和市議会会議規則において、議員と紹介議員が別の法人格であるとの規定がない。
- 2 現行の解釈運用において紹介議員の行為は、私人である請願者と私人としての議員が私的政治活動として請願の紹介議員になる旨の私人間の委任代理契約として行われている。
- 3 この場合、請願書に署名または記名押印した議員が委員会から「説明を求め」られて議会に登庁した場合に傷害を受けたときは、公務災害の適用はない。
- 4 議長職権の公権力行使としての任命によらなければ、公務員非常勤特別職としての紹介議員の法的地位は成立しない。
- 5 委員長が同規則第131条に基づいて請願書に署名または記名押印した「紹介議員」を召喚しても、議長から任命されていないならば「紹介議員」は存在しないから、これに応召した「紹介議員」は無権代理人であり官名詐称である。委員長も「議長が紹介議員を任命していない」ことを知るべき地位にあるから、紹介議員の資格のない者を召喚すること自体、錯誤であり無効である。